

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号※

の規定に基づく随意契約の締結状況一覧

※障害者支援施設等からの物品購入・役務提供、シルバー人材センター等からの役務提供及び母子福祉団体からの役務提供に関する契約です。

No.	件名	契約担当課	契約の相手方	契約(業務)内容	契約期間	契約金額	契約の相手方とした理由
1	十三地区公衆トイレ清掃業務	市浦総合支所	公益社団法人 五所川原市シルバー 人材センター	十三地区(2箇所)公衆トイレの清掃業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	総額 1,027,980円	選定基準に該当する市内の法人である。
2	五所川原市保健センター市浦(総合保険施設)清掃業務	保健センター市浦	同上	保健センター市浦清掃業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	367,416円	同上
3	五所川原市中央公民館日直業務	社会教育課	同上	五所川原市中央公民館日直業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	2,990,434円	同上
4	重要文化財旧平山家住宅管理業務	社会教育課	同上	受付・案内・監視・環境整備・清掃他	令和6年4月5日から 令和6年11月30日まで	225,792円	同上
5	広報ごしよがわら配布委託	総務課	同上	令和6年4月から令和7年3月までの月1回(計12回)、五所川原北地区・南地区・金木地区、市浦地区の広報担当員等の自宅まで、広報ごしよがわら等を配布する。	令和6年4月17日から 令和7年3月31日まで	537,600円	同上

地方自治法施行令第167条の2第1項第4号※

の規定に基づく随意契約の締結状況一覧

※新たな事業分野の開拓を図る者として認定された者から新商品として生産した物品を購入する契約です。

No.	件名	契約担当課	契約の相手方	契約内容	契約期間	契約金額	契約の相手方 とした理由
	該当ありません。						